

群馬自治

7

平成26年

No.341

月号

群馬県町村会・群馬県町村議会議長会／発行・編集人 梅村 透／〒371-0846 前橋市元総社町335-8 ☎027-290-1352



夏の見本園

新井幸人氏の尾瀬シリーズ▶ 53

祝 世界文化遺産登録「富岡製糸場と絹産業遺産群」

町村トップ通信

明和町／恩田久町長

特集

道州制を考える

慶応義塾大学法学部教授

片山 善博

関東町村会／道州制推進基本法案の国会提出に断固反対する決議を採択
県町村会／恩田副会長、大谷監事を選任 臨時総会

議会から灯

玉村町／柳沢浩一

群馬県町村議会議長会理事

県町村議会議長会／定期総会、臨時総会、町村議会議長・事務局長研修会

おすすめの一冊⑥ 「ジェノサイド」

花と湯の町なかのじょう

にリニューアル

本年四月一日、中之条町は町全域が過疎地域に指定されました。
当町だけではないと思いますが、全国で人口の減少化が急速に進んでおり、このまま何もしなければ更なる衰退の一途をたどる他ありません。
幸いにも当町には美しい自然と豊かな温泉（九地区）があり、これらの資源を有効活用して町の活性化を図る取り組みを推進しています。
キャッチコピー「花と湯の町なかのじょう」は、花でお客様の心を癒し温泉で体を癒していただくことをコンセプトとして、観光に花を取り入れた様々な事業で交流人口の増加を図っています。
今回、その一端について紹介いたします。

初めに、「平成二十七年花と緑のぐんまづくり」が中之条町で開催されます。本来、このイベントは群馬県花と緑のぐんまづくり推進協議会が都市を中心に開催するものですが、吾妻地域には市が無いので誘致できたものと思います。

メイン会場「花の駅美野原」、サブ会場「花の駅花楽の里」、「ふるさと交流センターつむじ」、その他町をあげて多くのお客様をお迎えします。メイン会場「花の駅美野原」は、町がJAあがつまより譲り受けた施設（旧薬王園）で、「花と湯の町なかのじょう」のコンセプトの基、花で心を癒していただく公園として本年四月にリニューアルオープンしました。また、サブ会場「花の駅花楽の里」は六合地区にある施設で、今までは通称「花楽の里」としていましたが、やはり、花で癒しを提供する施設の呼称「花の駅」として統一しました。その他町内各所で多くのお客様をお迎えするため準備を行っています。

次に、花の駅間を結ぶ道路沿線（約二十キロメートル）に花桃を一万本植栽して日本一の花桃街道を目指し整備しています。

この事業は、旧六合村との合併が両町村民にとって合併して本当に良かったと思えるため、植栽やその後の管理について行政区を始め、地域の団体や個人の方のご協力をいただき協働のまちづくりの中で進めています。

花桃一万本の植栽計画は平成二十四年度に千本、平成二十五年度に三千四百本植栽しました。今年度は六千六百本植栽する予定で合計一万本以上になります。

花桃は源平桃という品種で、赤、白、ピンク三色の咲き分けをする花です。今年は一昨年に植えた花桃が咲きました。一本の木に凡そ三十〜五十輪程の花が咲きましたが、中には白一色や、ピンクと白しか咲かない物もあり、どのような街道になるか将来が楽しみです。

ぜひ、皆様も花と湯の町なかのじょうにお越し下さいませすようお願い申し上げます。

（中之条町 山崎 朗）

町村トップ通信



明和町長 恩田 久

きらりと輝く町づくり

明和町の紹介

明和町は群馬県の東南端に位置し、町の北部には谷田川、町の南部には利根川が流れる水と緑豊かな町です。地形は、東西約十一^{キロメートル}、南北約三^{キロメートル}の約二十平方^{キロメートル}、人口は約一万千三百人強、町の中心には国道一二二号線および東武伊勢崎線川俣駅があり交通条件に恵まれています。また東京まで特急電車使用で約一時間、車では東北自動車道使用で約四十分と都心へのアクセスに大変便利な場所です。

元氣アップ活動

現在、日本では少子高齢化社会が年々深刻化しておりますが、明和町も例外ではありません。高齢者が増えると医療費も増加します。そこで、明和町ではお年寄りの健康増進、体力づくりの場として「元氣アップ活動」を町内全十六地区で週一回行っております。



元氣アップ活動

ゆったりとした音楽に合わせて体操をすることで、生活に必要な筋力を身につけることができ、医療費の削減につながりました。

日本一のごみ分別

平成十八年に、旧役場跡地を利用し、ごみの分別収集を行う「もったいない館」を設置しました。現在では、全国トップレベルの三十八品目の分別を行っています。

ごみは、分別することで資源にかわり、資源は売却することで町の資金になります。



もったいない館

もったいない館を設置し、町民に浸透するまでには、時間がかかりましたが、今では、大人はもちろんのこと、子どもたちが率先して分別している姿をよく目にするようになりました。

また、ごみ分別収集のほかに、もりサイクル啓発活動の一環として、古着を裁断しのれんやバックなどにアレンジすることも行っております。

今後も、町民の方々の利便性向上を目指しながら、町をあげ

てリサイクル活動に取り組んでまいりたいと思います。

また、地域の皆さんと一緒に時間を過ごすことで、情報交換やコミュニケーションの場としても広く活用されています。こども園での英語教育



英語で読み聞かせをしている様子

「子どもを産むなら明和町・子どもを育てるなら明和町・教育を受けるなら明和町」をモットーに、出産祝い金やこども園待機児童ゼロなどに取り組んでいます。

また、園児たちが毎日楽しい、保護者が安心して働ける、地域にあつてよかったと思われる魅力ある幼児教育の実現を目指し、こども園に三人の英語保育支援助手を配置しています。

国際化社会に向け、幼児期から英語に触れ合う環境の中に身を置くことはとても大切だと思います。英語での歌やゲーム、読み聞かせなどを通して、英語を好きになつてもらいたい、異文化に興味をもつてもらいたい、コミュニケーション能力を高めてもらいたいと願っております。

川俣駅周辺地域整備

町の中心部に位置する東武伊勢崎線の川俣駅舎の建て替え工事および駅周辺地域の整備に取り組んでおります。東口・西口にロータリー広場を新たに設置し、交通の利便性向上を図るとともに、駅舎を橋上化させることで東口・西口を自由に往来できるようにします。

また、バリアフリーにすることで子どもからお年寄りまで利用しやすくなります。

「きらりと輝く町づくり」

最後になりますが、町民の視点に立った行政サービスの向上を目指し、「町民ひとりひとりがきらりと輝く町づくり」を職員一丸となつて一生懸命取り組んでまいりますので、今後とも変わらぬご理解とご協力をお願い申し上げます。



道州制を考える

慶應義塾大学法学部教授 片山 善博

道州制の議論が活発になってきた。近々関係法案が国会に提出されるかどうかはともかく、安倍政権は道州制への道筋をつけることに意欲満々である。

そんなこともあって、このころマスコミなどから「道州制に賛成か、反対か」、「道州制の問題点は何か」などと尋ねられることもあるが、正直なところその種の質問には当惑している。質問する側に、具体的な道州制のイメージがなさそうだからである。イメージが定まっていなければ、賛成も反対もないし、問題点を論することもできない。

振り返ってみれば、似たようなことは以前にもあった。小泉内閣時代の「構造改革」である。構造改革とは構造を改革するというだけのことだから、それ自体には何も意味もないのに、この時も「構造改革に賛成ですか」とか、「構造改革は進んだと思

いますか」などとしよつちゅう尋ねられた。

重要なことは、構造をどう改革するかである。例えば労働法制について、労働者の権利を強化する方向での改革なのか、それとも使用者側が雇用調整（解雇）をやりやすくするための改革なのかが肝心で、それによって答えも一八〇度変わってくる。一般論として「構造改革をどう思うか」などと聞くのは愚問というほかない。

「三位一体改革」も同様で、これ自体は地方税と地方交付税と国庫補助金という自治体の主要な歳入項目をバラバラにではなくセットで改革するというだけのことである。自治体側は当時、三位一体改革によって使い勝手の悪い国庫補助金が自由度の高い財源に変わり、地方税と地方交付税が充実することで財政の自主性が高まると期待していたが、それは勝手な思い込み

だった。

国の財政当局が「三位一体改革」で何を目論んでいたかとい

道州制のタイプを

整理すると

えば、補助金改革にかこつけて地方交付税を大幅に削減したいということにほかならず、自治体側とはまるで正反対の考えだった。結果的に、地方交付税は大きく減らされ、自治体側が煮え湯を飲まされて終わったのは記憶に新しい。言葉の定義をいい加減にしたまま、安易に突き進んだことのツケである。

道州制と同じ轍を踏んではならない。「道州制で地方が自立する」、「グローバル経済に地域が伍していくには広域ブロック化が必要だ」などと口当たりのいい言葉を聞かされ、それに踊らされるようでは、あまりにも迂闊だし、これまでの苦い経験が生かされていない。まずはその道州制論が具体的にどんな内容であるのかを十分に見極めることが肝要である。

道州制を説く人たちの話を聞いていると、おおよそ三つの類型に分かれるようだ。まず、「中央目線・府県合併型道州制」と呼んでもいいタイプである。でも呼ぶべきタイプである。現行の四十七都道府県体制は、一八九〇年にできた府県制とはとんと変わらない。それから今日のまでの交通通信の発達や経済活動の広域化などを考えると、府県の区域は狭すぎる。そこで、これを十ないし十一程度のブロックに再編してはどうかというのである。これによって、地方の経費は圧縮できるし、国庫補助金や地方交付税も削減できるから、国にとって一石二鳥である。「国本位・地方行革型道州制」と呼んでもいいタイプである。

二つ目は「中央政府スリム化・地方分権型道州制」である。わが国の中央政府は、本来中央政府が担うべき仕事の範囲を超えて権限をふるい、なんでもかんでも口を出しすぎである。その結果、「大男総身に知恵が回りかね」の状態に陥っていて、これでは国家として最も重要な外交や防衛、マクロ経済政策などが疎かになりかねない。

そこで、この際中央政府の機能を純化し、本来中央政府が担う必要がない機能や権限は地方に移譲すべきということになる。本格的な地方分権である。ただ、地方に移譲された場合、現行の四十七のユニットでもちゃんと処理できるものも多いが、中には各都道府県単位ではうまく処理できないものも含まれている。

例えば、利根川のように複数の都県をまたがって流れる長大河川の管理などは、現行の体制のままで移管するには無理がある。また、鉄道監督業務なども、東北本線のことなどを想起すれば容易にわかるが、列車は県境を越えて運行されるのだから、一つの路線を区切ってそれぞれ

実的でない。これらの事務も含めて地方が責任を持って処理するには、四十七の体制に替えて、その受け皿にふさわしい広域的な団体がどうしても必要となる。それが道州制だというわけだ。

三つ目は、以上の二つとは趣を異にする「州都誘致目的型道州制」である。この場合、道州制への関心はその理念や内容ではなく、もっぱら州都ないし道政府を是が非でも自分のところに引っ張ってくることにある。

例えば、中国地方では鳥取、島根、山口、広島及び岡山の五県を一つの道州とする案と、それに四国四県を合わせて一つにする案とが以前から提起されていて、前者は広島県が、後者は岡山県がそれぞれ主導している。中国五県が一つになるのなら州都は広島市に落ち着きそうだし、中四国で一つになるのなら瀬戸大橋の交通の便からして俄然岡山市が地の利を得るはずだとの思惑が両県にはある。このように道州制の内容を整理した上で、では道州制についてどう思うかと問われれば、筆者もそれなりの感想を持っている。まず、最後に取り上げた

「州都誘致目的型道州制」は論外である。道州制の内容は問わないで、とにかく自分のところを州都にして発展させたいなどという考えは我田引水そのものの発想で、どうせ周辺のことなど二の次だろうから、幅広い共

道州制の先行きを暗示する

「北海道道州制特区」

一つ目の「中央目線・府県合併型道州制」に筆者は反対である。端的に言って、大切な地方自治や民主主義がいつそう遠のくからである。交通や通信技術が著しく発達したのはたしかだが、その割には県庁と住民の距離は縮まっていない。例えば、

県庁までの時間距離が短くなったので県庁が身近に感じられるようになったとか、県庁にメールを送れるので自分の考えが県政によく反映されるようになったと感じている住民が一体どれほどいるだろうか。

今でさえ県庁は縁遠いというのに、それがそのまま道州制に移行して区域が格段に広くなつたとしたら、地方自治や民主主

感を呼ぶことはない。現に、先の中国地方の二つの道州制構想は、広島、岡山両県の打算と思惑ばかりが目立つことから、当時鳥取県で知事をしていた筆者はそのいずれをも冷ややかに見ていた。

義はいっそう遠のくばかりである。我々の社会は、交通や通信が発達したほどには、合意形成や民意を反映させるための技法を開発していないと認識しておく必要がある。

一方、「中央政府スリム化・地方分権型道州制」であれば、一考に値する。今の中央政府の「メタボ化」には目に余るものがある。これを解消し、中央政府がその本来の役割に専念できるようにするには道州制は有効だ。併せて、大幅に権限を移譲された地方は、自らの判断と責任で地域を機動的に経営できるようになり、それは地域の競争力を大いに高められる。それはそうなのだが、当面こ

プロフィール

慶応義塾大学法学部教授

片山 善博 (かたやま・よしひろ)

1951年岡山市生まれ。74年東京大学法学部卒業、自治省に入省。能代税務署長、自治大臣秘書官、自治省国際交流企画官、鳥取県総務部長、自治省固定資産税課長などを経て、99年鳥取県知事（2期）。07年4月慶應義塾大学教授。10年9月から11年9月まで総務大臣。同月慶應義塾大学に復職し現在に至る。併せて、鳥取大学客員教授、「民事司法を利用しやすくする懇談会」議長、「デジタル文化財創出機構」理事、「日本司法支援センター（法テラス）」顧問、「角川文化振興財団・城山三郎賞」選考委員、日本郵便「切手アドバイザリー・グループ」委員などを務める。

主要著書に、「日本を診る」（岩波書店、2010年）、「『自治』をつくる」（共著）（藤原書店、2009年）、「市民社会と地方自治」（慶応大学出版会、2007年）、「災害復興とそのミッション—復興と憲法」（共著）（クリエイツかもがわ、2007年）などがある。

テレビ出演は、「時事放談」（TBS）、「新報道2001」（フジテレビ）、「報道ステーション」（テレビ朝日）など。

北海道は鳴り物入りで道州制特区になったというのに、いまだに鳥取県並みにもなっていないのである。それはなぜかといえば、先にあげたとおり官僚たちの間に強い抵抗がある一方で、政治がそれとことをかまえてまで取り組もうとしないからである。皮肉なことに、北海道道州制特区は分権型モデルにはなりえなかったが、官僚と政治の力関係をわかりやすく例証するモデルとしては際立っている。

安倍内閣は道州制法案を国会に出すのであれば、その前にまずは北海道道州制特区に目鼻をつけてもらいたい。それによって北海道が自立し発展するのなら、政府がやいやい言わずとも、他の地域からも道州制を採用したいとの声があがるはずだ。目鼻をつける努力をしない、あるいは努力しても北海道への分権が進まないというなら、それを他の地域にまで拡大したとしても所詮は北海道の現状を越えられないということだから、全国に道州制を導入するなどと大風呂敷を広げてはならない。

のタイプの道州制が実現することはないと筆者は睨んでいる。身も蓋もないことを言うようだが、今の政治状況ではとても無理だと考えるからである。ちょっとした権限移譲でさえ猛然と反対する霞が関の官僚たち、それをたしなめるどころか、ともすれば彼らに同調してしまう国會議員が多い政治環境の中では、まさしく「言うは易く、行は難し」である。

おそらく、政府与党の構想段階では、道州制導入の理由づけとして「大胆な地方分権」が前面に出されるから、一見「中央政府スリム化・地方分権型道州

制」の外観を呈するだろう。しかし、政府内での協議を経て具体的な法案ができる頃になると、分権らしきものはなにも盛り込まれず、したがって中央政府のメタボ状態はそのまま、ただ地方のブロック化を進めるだけの内容になっているはずだ。それはすなわち「中央目線・府県合併型道州制」にほかならない。

この見方を裏付けるものとして、北海道道州制特区がある。今から八年前、ちょうど第一次安倍政権の当時、地方分権型道州制の先駆的、モデル的取り組みとして始まったはずの北海道道州制特区がいまどうなっているか。北海道は自立し、地域の経済力は高まったか。全国各地で北海道に続くこうとする動きがあるか。残念ながら、そんな動きは一切見られない。

なにより、「地方分権の推進」を目的とした道州制特区なのに、今日まで権限移譲など見るべき分権はなにもなされてない。しいてあげれば、二級河川の一部について管理権が国から道に移管されたというが、鳥取県では二級河川はずっと県が管理している。また、鳥取県では三桁の番号が付された国道は県が管理しているのに、北海道ではいまだに国が管理している。

北海道は鳴り物入りで道州制特区になったというのに、いまだに鳥取県並みにもなっていないのである。それはなぜかといえば、先にあげたとおり官僚たちの間に強い抵抗がある一方で、政治がそれとことをかまえてまで取り組もうとしないからである。皮肉なことに、北海道道州制特区は分権型モデルにはなりえなかったが、官僚と政治の力関係をわかりやすく例証するモデルとしては際立っている。

道州制推進基本法案の 国会提出反対決議を採択

関東町村会（関東8都県町村会で構成。会長は本県宮前会長）は、4月15日、関東町村会長会議を開催し、「道州制推進基本法案の国会提出に断固反対する決議」を採択し、地元選出自民党所属の国会議員へ都県ごとに要請活動を行った。

道州制推進基本法案の国会提出に断固反対する決議

自由民主党道州制推進本部は、地方自治の当事者である全国の町村が再三再四、道州制導入に反対しているにもかかわらず、その意思を無視し、「道州制推進基本法案」を急いで今国会に提出しようとしています。

我々町村は、水源の里として、豊かな実りの場として、海の恵みの受け手として、さまざまな工夫をこらしながら、無数のいのちを育み、美しい山河を守り続けてきました。農山村や漁村は、まさしく日本の原風景、日本人の心の「ふるさと」です。

道州制が導入されれば、財源が豊かで投資力のある大都市圏がますます豊かになるだけであり、財源や投資力に乏しい農山村や漁村はますます疲弊し、活力を失っていきます。それは、平成の市町村合併により周辺化した地域の状況を見れば明らかです。

このかけがえのない「ふるさと」を切り捨てるのは、「日本」を失うということ、日本人のアイデンティティを永遠に失うことになります。

さらに、国の権限、財源及び国会議員数を著しく縮小して道州に譲り渡せばすべてがうまく行くというのはまったくの幻想であり、国の役割と責任を放棄するに等しいものです。

よって、我々関東町村会は、「道州制推進基本法案」の国会提出に断固反対します。自由民主党の国会議員各位におかれては、党内協議において適切に対応されるよう強く要請いたします。

以上、決議する。

平成26年4月15日

関東町村会

会長	群馬県町村会長	宮前 敏十郎
副会長	東京都町村会長	河村 文夫
	茨城県町村会長	小谷 隆亮
	栃木県町村会長	古口 達也
	埼玉県町村会長	吉田 昇
	千葉県町村会長	岩田 利雄
	神奈川県町村会長	尾上 信一
	山梨県町村会長	渡邊 凱保

関東各都県から町村長九十一名が参加

関東町村会トップセミナー開催

本県からは二十三人参加

の情報・意見交換及び連携強化を図ることを目的とし、町村長を対象としたトップセミナーを開催した。

今年度は、五月八日・九日に

東京都・全国町村会館において、本県並びに茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県の町村会が参加し、平成十八年度からの共同開

催以来、初めての関東全都県による開催となった。

本県から二十三名、茨城県十二名、栃木県十六名、埼玉県十二名、千葉県十名、東京都十名、神奈川県九名、山梨県十名が出席、総勢九十一名の町村長（副町村長含む）は各講師の提言に真剣に耳を傾けた。



歴史家 作家

加来 耕三氏

黒田官兵衛 天下取りの野望



ジャーナリスト

松本 克夫氏

亡国の兆し



株式会社日本総合研究所
調査部 主席研究員

藻谷 浩介氏

里山資本主義



放送大学特任教授・
新潟学習センター所長

伊藤 忠雄氏

これからの食と農を考える

副会長に恩田氏(明和町長) 監事に大谷氏(千代田町長)を選任



群馬県町村会臨時総会

群馬県町村会は、五月八日、東京都・全国町村会館において臨時総会を開催した。

宮前会長の開会挨拶に続き、総会議事では、副会長並びに監事の補欠選任の承認が提出され、五月七日開催の理事会で選任された副会長並びに監事が異議なく承認された。

副会長 恩田 久

監事 大谷 直之

(明和町長)

(千代田町長)



就任あいさつする恩田副会長



大谷監事

なお、任期は、平成二十六年五月八日から平成二十七年五月二十四日まで。

その他の議事としては、平成二十五年度群馬県町村会一般会計補正予算(第一号)が承認され、平成二十五年度全国町村職

当選町村長紹介



南牧村
長谷川最定

一九五三年七月二十五日南牧村生まれ。六十歳。趣味は盆栽、釣り。座右の銘は「人間万事塞翁が馬」。



長野原町
萩原 睦男

一九七一年四月二十九日長野原町生まれ。四十三歳。趣味はゴルフ。座右の銘は「百忍通意」。これまで読んだ本で感動したのは『凡卒伝』(著者・佐野真一)。



高山村
後藤 幸三

一九四七年十二月十五日高山村生まれ。六十六歳。趣味は音楽鑑賞、ゴルフ、蕎麦打ち。座右の銘は「為せば成る 為さねば成らぬ 何事も」(上杉鷹山)。これまで読んだ本で感動したのは『おしん』、『アンネの日記』。



東吾妻町
中澤 恒喜

一九五〇年六月三十日東吾妻町生まれ。六十四歳。趣味は登山。座右の銘は「一日生涯」。これまで読んだ本で感動したのは『坂の上の雲』。

県が14項目に回答

「平成二十六年県予算編成及び 施策に関する要望」に対する県からの回答

群馬県の平成二十六年県予算編成と施策に関連して、群馬県町村会は昨年十月四日に大澤知事に対し政策提言的な各種要望を行い、その要望事項に対して県担当部から回答があった。

回答の内容は以下のとおり。

一 地方交付税の充実強化、 「歳出特別枠」の確保及び適正 執行について

◇ 回答

地方交付税の充実強化等については、地方六団体から国に要望してきたところであるが、群馬県でも独自の取り組みとして「国の施策等に関する政策要求」において、財源調整・財源保障機能の確保、地域の行政需要の的確な反映、交付税率の引き上げなどによる地方交付税の増額確保、地方公務員の給与引き下げに地方交付税を用いる措置を二度と行わないことを国に要望した。

これらの成果として、平成二十六年県地方財政計画においては、一般財源総額は、社会保障の充実分等を含め、前年度の水準を相当程度上回る額が確保されたほか、歳出特別枠も実質的に前年度の水準が確保され、さらには、平成二十六年度は地方公務員給与の減額要請を行わないことになり、地方財政計画上の給料単価等も還元された。

今後も、地方六団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額が確保されるよう、様々な機会を捉えて、国への働きかけを行ってまいりたい。

二 地方税の税收確保対策に係る 群馬県税務職員の市町村派遣 制度等の継続について

◇ 回答

県としても、今後、様々な行政需要の増加が見込まれる中、住民への安定した行政サービスの提供を図るうえでは、健全な財政運営の継続とそのため自主財源の確保が必要不可欠であり、その対策が地方税共通の課題であると考えている。

このため、県税務職員の市町村派遣のほか、合同滞納整理、不動産合同公売、実務研修制度を活用した中堅・中核職員の育成など、市町村との連携を強化してきたところである。市町村においても、税收確保の重要性を把握し、県との連携にとどまらず、市町村相互の連携にも積極的に取り組んでいただいている。今後も専任組織による県税務職員の市町村派遣や実務研修を継続するほか、各市町村の実態に応じた連携を図ってまいりたい。また、実務研修制度を活用し

た中核職員の育成では、新たな研修生の受け入れに加え、各市町村に戻った研修生に対しても、引き続き、連携を図り、支援を行ってまいりたい。

さらに、二十三年度に設置した「地方税徴収対策推進会議」において行っている、市町村の管理職を中心とした組織マネジメントや徴収対策についての検討や協議の成果を、県職員の市町村派遣や地方税対策会議等を通じて、引き続き全市町村と情報共有を図ってまいりたい。

今後とも、町村会税務専門委員会や都市税務協議会との連携を深めることにより、市町村と県、市町村相互が連携した税收確保体制の強化充実を図ってまいりたい。

三 道州制に対する群馬県の立場について

◇ 回答

道州制については、まず、国のあり方、地方のあり方を議論することが大切であると考えて

いる。

特に、住民に最も近い基礎自治体が、どこまでの仕事を担うのか、それをまずはつきりさせる必要がある。

全国には、人口が数百人の村から三百七十万人の政令市まで、また、県内でも一三〇〇人の上野村から三十七万人の高崎市までというように、様々な規模や条件が異なる市町村があるが、与党における検討案では、これらを基礎自治体として一律に括って扱い、その役割も明確

になっていない。

基礎自治体である市町村は、身近な行政サービスを提供する重要な役割を果たすとともに、住民のふるさと意識にもつながっている。こうした点をしっかりと認識し、足元から考えていくことが必要である。

本県としては、ご懸念の趣旨も踏まえて、こうした考え方について、全国知事会の場合などを通じて主張していきたいと考えている。

四 全国級スポーツ大会開催地自治体への財政支援及び人的支援について

◇ 回答

本県において、全国級のスポーツ大会を開催することは、地元選手の励みとなり競技力の向上につながるのと同時に、スポーツに対する関心の高揚や地域の活性化に資すると考えています。一方で、開催市町村の財政的な負担や労力も大きいものと考えています。

このため、こうした大会の開催に当たっては、県としてもできる限り開催市町村の負担軽減に努めていきたいと考えています。

五 国民健康保険制度における都道府県保険者の実現について

◇ 回答

昨年八月、社会保障制度改革国民会議が報告書を取りまとめ、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任を担うことなどを提言した。

また、昨年末には、社会保障四分野改革のスケジュール等を規定した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（プログラム法）」が成立したところである。プログラム法などに基づく、「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議（国保

基盤強化協議会）」が開催され、保険者や運営のあり方の議論がスタートしたことから、その動向を注視するとともに、市町村と連携し、適切に対応して参りたい。

六 風しん予防接種に対しての県費助成について

◇ 回答

風しんの予防については全国的な課題であり、予防接種費用の財源は国の責任において負担すべきものと考えます。

なお、二十六年度は、妊娠を希望する女性に対して、風しん抗体検査の費用助成（国二分の一、県二分の一）を行う予定である。

七 少子化対策の観点から不育症に対する公費支援策について

◇ 回答

「不育症」については、「妊娠はするけれど二回以上の流産、死産もしくは早期新生児死亡によって児が得られない場合」と定義されており、検査を行っても六割以上は原因が不明で、その大半は偶発的流産と考えられている。原因が不明で治療方法も確立されていないもの

に対する助成制度の創設については難しい面があると考えます。

一方、国では研究班により実態の把握や検査方法等についての研究を進めており、不育症の一次スクリーニング検査や有効性、安全性が確認された治療については保険適用されているところである。

県としては、「今後も不育症に関する研究を進めるとともに、有効性や安全性が確認された検査・治療に対して公的医療保険の適用を拡大する」よう要望して参りたい。

なお、本県では不妊専門相談センターにおいて、不育症についての個別の相談を受け付けるとともに、不育症についての情報発信として、厚生労働省の研究班が開設したHPPの広報等に努めるなど子どもを産み育てる環境整備を図っている。

八 指定廃棄物最終処分場に関する群馬県の対応について

◇ 回答

国が行う指定廃棄物最終処分場の設置については、県内市町村の理解が重要である。また環境省の方針に關して、風評被害に關する考え方を

はじめ、また説明・議論を重ねることが必要と考えている。

そのため、県としては、国に対して市町村長の皆様の意見を伺い十分かつ丁寧な説明・議論を行うよう働きかけ、市町村の皆様と共に指定廃棄物の処理促進に努めることとしたい。

九 有害鳥獣対策について

◇ 回答

（環境森林部）
県では、平成二十六年度から、鳥獣被害対策支援センターを有害鳥獣被害対策の司令塔として、計画から捕獲まで対策を一元化し、迅速な被害対策を推進する体制を構築する。

また、有害鳥獣対策事業費補助金を技術支援課に移管し、国交付金とともに、被害防止対策などの地域の取り組みを一元的に支援していく。

今年度シカの生息調査を実施しており、調査結果とそれに基づき捕獲目標を平成二十六年度に市町村に示し、計画的な捕獲に取り組み、被害の減少を目指す。

更に、各地域に向向いてのわな猟免許試験（出前型試験）や、わな猟技術講習会の開催などに

より、捕獲従事者の確保及び育成を図っていく。

なお、カモシカについては、文化庁が特別天然記念物の特別保護地域における生息調査を実施しており、その調査結果を市町村にも情報提供できるよう努める。

(農政部)

増加の著しいイノシシ等の有害鳥獣に対しては、市町村や関係機関との連携を一層強化し、モニタリング等に基づく計画的な捕獲を推進していきます。

また、国の交付金や県単事業を活用し、地域の取組を積極的に支援していきます。

特別天然記念物であるカモシカについては、被害市町村が捕獲等の対策に取り組むために必要な、地域計画の作成を支援していきます。

十 ハツ場ダムの建設推進について

◇ 回答

ハツ場ダムは、治水・利水といった本来の機能に加え、観光など吾妻地域全体の振興に大きく寄与するものと考えている。

昨年十一月、国において、ハツ場ダムの建設に関する基本計

画が変更され、平成二十六年政府予算案にダム本体工事の予算が計上されるとともに、本年一月には本体工事の入札手続きが開始された。

入札は、施工日数の短縮についての技術提案を求めていることから、最新の技術を駆使した提案がなされ、工期短縮ひいては早期完成が図られるものと期待している。

県としては、更なる工期短縮を進め、ダムの早期完成を図るとともに、ダム湖を前提として進めている生活再建事業の早期完成を、今後も引き続き、一都四県と連携して、強く国に求めて参りたい。

十一 地域高規格道路上信自動車道の整備区間指定と整備促進について

◇ 回答

一 整備区間について

ハツ場バイパス区間については、ＪＲ吾妻線の付け替えを待つて、本線の改良工事を進めるとともに、国道四〇六号取付工事などを推進する。

祖母島～箱島バイパス、吾妻西バイパスについては、用地買収、改良工事及び橋梁工事を推

進する。

さらに今年度に整備区間指定された吾妻東バイパスについては、引き続き測量設計を実施する。

また、渋川市内の金井バイパスは、金井東裏遺跡の保存計画の策定を行い、川島バイパスとともに、用地買収、改良工事及び橋梁工事を推進する。

二 調査区間について

東吾妻町箱島から東吾妻町植栗までの間の「整備区間」指定については、国と協議を進めている。

長野原町大津以西については、事業中区間の進捗状況を見極めながら、調査を進めるとともに、長野県等と調整していきたい。

十二 金精トンネル（仮称）の建設について

◇ 回答

国道一二〇号金精峠は、群馬県北部の片品村と栃木県の日光市を県境を越えて繋ぐ唯一の幹線道路であり、重要な路線である。

しかしながら、国道一二〇号金精峠は、標高一八〇〇メートルを超える有数の豪雪地帯であり、大

変厳しい気象条件であるため、現在冬期間（概ね十二月末～四月上旬）閉鎖しているところであるが、可能な限り年末まで通行ができるよう努めてきたところである。

また、解除日も現地の状況を踏まえ、早期開通に努力してきところである。

群馬県では、通年開通における通行上の障害を把握するた

め、平成二十二年冬から冬期間閉鎖期間の気温、積雪、雪崩などの気象や地形状況の調査を実施し、栃木県との県境会議において、通年開通に向けた検討を進めてきているところである。

今後、県境を越える道路であるため、栃木県と連携して、通年開通に対する課題の検討をしていきたい。

十三 「浄化槽エコ補助金制度」と「浄化槽市町村整備事業における転換補助率四分の一」の継続について

◇ 回答

浄化槽エコ補助金は、公共用水域の水質改善を図るため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を集中的に促進する目的で、平成二十三年度に創設

した事業である。

平成二十六年度も、個人設置型に限り実施する。

浄化槽市町村整備事業に係る転換補助率については、平成二十五年度に六分の一から四分の一に拡充を図ったところである。

平成二十六年度も、「転換補助率四分の一」を継続する。

十四 スクールカウンセラー及びソーシャルワーカーの配置拡大について

◇ 回答

学校における教育相談体制を充実するため、平成二十六年全公立小中学校へのスクールカウンセラー配置を堅持するとともに、学校の在籍児童生徒数や

不登校児童生徒数など、学校の実態に応じた弾力的な配置形態を検討中です。

また、家庭等の環境に働き掛けて問題解決を支援するため、スクールソーシャルワーカーを三教育事務所（中部・西部・東部）に配置する予定です。

安い掛金で大きな補償！

全国町村職員生活協同組合は、町村等職員が組合員となっていただく職域生協です。
町村等職員であればどなたでもご加入いただけます。退職後も、継続利用いただけます。
剰余金の割戻もあります。剰余金が生じたときは、払込共済掛金に応じて剰余金を割戻します。

火災共済事業

掛金と共済金額

火災共済掛金は、1口10万円につき60円

契約最高限度額は、600口、6,000万円が限度です

共 済 契 約 の 最 高 限 度			
区 分	加入口数	共済金額	共済掛金（年額）
建物のみの場合	400口	4,000万円	24,000円
動産のみの場合	200口	2,000万円	12,000円
建物と動産を併せた場合	600口	6,000万円	36,000円



自動車共済事業

- ① 事故解決のため、全国に査定専門員を配置し、示談交渉サービスを行っています。
- ② 24時間年中無休の事故受付。フリーダイヤルによる夜間・休日の事故受付及び事故現場での対処方法など緊急時の相談業務を行っています。
- ③ 万が一事故を起しても、掛金額が上がることはありません！

掛金

用途及び車種区分 共済金額			共 済 掛 金（ 年 額 ）			
			自家用普通・小型乗用 （660cc超）	自家用軽四輪自動車 （660cc以下）	自動二輪車 （125cc超）	原動機付自転車 （125cc以下）
A 型	対人賠償共済	無制限	30,000円	19,000円	17,000円	12,000円
	対物賠償共済	1,000万円				
	自損事故傷害共済	1,500万円				
	限定搭乗者傷害共済	500万円				
B 型	対人賠償共済	無制限	33,000円	21,000円	20,000円	14,000円
	対物賠償共済	無制限				
	自損事故傷害共済	1,500万円				
	限定搭乗者傷害共済	1,000万円				

下記の共済金をお支払します。



◎対物賠償共済金
(他人の財物を壊したとき)

◎限定搭乗者傷害共済金
(同乗の家族が死傷したとき)

◎対人賠償共済金
(他人を死傷させたとき)

◎他車運転特約共済金
(他人の車を運転中に事故にあったとき)

◎無共済等自動車傷害共済金
(無保険車との事故で死亡・後遺障害となったとき)

◎自損事故傷害共済金
(単独事故で死傷したとき)

車両共済(保険)

ご自身のお車を補償します。町村生協の自動車共済に既にご加入の場合
無料のロードアシスタンスもついてきます。
(町村生協の自動車共済とは別に加入手続きが必要です)

最高41%OFF

お問合せ
資料請求は



〒371-0846 前橋市元総社町335-8 市町村会館6F
全国町村職員生活協同組合群馬県支部(群馬県町村会内)
TEL 027-290-1352 / FAX 027-255-5302
Homepage <http://www.zcss.jp/>

全国町村議会議員 団体補償制度

ケガの保険

(傷害総合保険)

- 保険期間 毎年7月1日午後4時から1年間(随時加入できます。)
- 加入資格 全国の町村議会議員等、議会事務局職員、系統町村議会議長会職員

補償の対象となる場合(例えば次のような事故によりケガをした場合、補償の対象となります。)

ケガ

加入者
(議員)
ご本人

および

配偶者

(夫婦型に
ご加入の場合)



演説中・公務中の事故



車での移動中の事故



飛行機搭乗中の事故



スポーツ中の事故



包丁で指を切った



ドアにぶつかりケガをした



階段で転んでケガをした

夫婦型
ご加入を
おすすめ
いたします

個人賠償責任



自転車で他人にぶつかり
ケガをさせた



飼い犬が他人に噛みついて
ケガをさせた



同居の子ども・孫が
他人のものを破損した



買い物中に置いて
商品をこぼした

保険金額と掛金(保険料+事務運営費)

[注] 本人型と夫婦型は、重複して加入できません。 [保険期間 平成26年7月1日から1年間 年齢別4級] 年払の場合
天災・色別補償特約、後遺障害年金特約、手術保険金特約、入院保険金特約、通院保険金特約、火災・盗難補償特約

加入タイプ		本人型		夫婦型	
ケガの補償の対象者		加入者(議員・議会事務局職員)本人		加入者(議員・議会事務局職員)本人 配偶者	
補償内容		保険金額		保険金額	
ケガ	死亡	1,655万円		1,655万円 1,080万円	
	後遺障害	900万円		900万円 500万円	
	入院	日額8,000円		日額8,000円 日額8,000円	
	手術	日額4,000円		日額4,000円 日額4,000円	
	通院	日額3,000円		日額3,000円 日額2,500円	
個人賠償責任		最高 5,000万円 (自己責任額 なし)		最高 5,000万円 (自己責任額 なし)	
保険料		20,000円		33,000円	
事務運営費		2,000円		2,000円	
掛金(保険料+事務運営費)		22,000円		35,000円	

本年度は、約15% (注)の割引となります。 (注) 団体割引30%、過去の補償率による割増38%、大口割引10%を乗算しています。

事務運営費は本制度の運営に必要な費用(様式のとおり)と、掛金の(集金等)に見当しています。

※傷害総合保険と交通傷害保険のみ補償特約セット傷害総合保険がセットされたプランなので、「交通傷害」の場合、傷害総合保険と交通傷害保険のみ補償特約セット傷害総合保険の両方から保険金をお支払いします。

制度の特長

- 町村議会議員の皆さまがご加入いただける制度です。
- 議会議員を退職後も、継続してご加入いただけます。(掛金のお支払いは口座振替となります。)
- 公務中のケガから日常生活のケガまで、国内・国外を問わず24時間補償します。
- 地震によるケガも補償します。
- 加入の際、医師の診査などは不要で、年齢に関係なくご加入いただけます。

○ご加入のお申込みは○
町村議会事務局まで

新規・中途加入者の掛金(保険料+事務運営費)

補償開始日	掛 金		補償開始日	掛 金	
	本人	夫婦型		本人	夫婦型
7月1日	22,000円 (保険料20,000円)	35,000円 (保険料33,000円)	1月1日	11,000円 (保険料10,000円)	17,500円 (保険料16,510円)
8月1日	20,200円 (保険料18,330円)	32,100円 (保険料30,240円)	2月1日	9,200円 (保険料8,330円)	14,600円 (保険料13,750円)
9月1日	18,400円 (保険料16,600円)	29,200円 (保険料27,510円)	3月1日	7,400円 (保険料6,600円)	11,700円 (保険料11,000円)
10月1日	16,500円 (保険料15,010円)	26,300円 (保険料24,760円)	4月1日	5,500円 (保険料5,010円)	8,800円 (保険料8,270円)
11月1日	14,700円 (保険料13,320円)	23,400円 (保険料22,000円)	5月1日	3,700円 (保険料3,320円)	5,900円 (保険料5,490円)
12月1日	12,900円 (保険料11,660円)	20,500円 (保険料19,260円)	6月1日	1,900円 (保険料1,660円)	3,000円 (保険料2,770円)

全国町村議会議員互助会(保険契約者)

〒102-0082 東京都千代田区一番町25 全国町村議会館 電話 03-3264-8172

●本保険制度は、株式会社損害保険ジャパンを幹事保険会社とする損害保険会社4社の共同引受であり、幹事保険会社が他の保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて連帯することなく単独個々に保険契約上の責任を負います。引受保険会社と引受割合については、取扱代理店までお問い合わせください。

●ご契約者以外に対象となる方(被保険者)がいらっしゃる場合には、その方にもパンフレットに記載した内容をお伝えください。

この広告とは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせください。

○取扱代理店 株式会社まちみち 〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議会館 電話 03-3264-8830

○幹事引受保険会社 株式会社損害保険ジャパン 団体・公務員発起第三課 〒100-8985 東京都千代田区麹町3-7-3 電話 03-3593-6455

損保ジャパンと日本損害保険は、関係協会の認可等を得て、2014年9月1日に合併し、「損害保険ジャパン(日本損害保険株式会社)」になります。

SJ14-00041 2014年4月9日作成



スマートICと幹線道路の 開通でより恵まれたまちに

群馬県町村議会議員会理事
(玉村町議会議員)

柳沢 浩一

玉村町は、県南部に位置し、前橋市、高崎市、伊勢崎市、藤岡市の四市に囲まれ、面積は二五・八一平方キロメートルで、中央北側には利根川、南側沿いを烏川が流れ、地形は東西七・七キロメートル、南北七キロメートル、北西から南東にかけてなだらかに傾斜する平坦地を形成しています。

また、赤城、榛名、妙義の上毛三山をはじめ、浅間山、谷川岳などの山々が眺望できる自然環境の豊かな町です。この恵まれた自然環境を背景に、古くから政治・文化・交通などの要衝として栄え、町内には日光例幣使道の宿場町であった当時をしのぶ歴史的な建築物や祭り等の有形・無形の文化財などの歴史資産が多数あります。

本町は、これまで周辺都市のベッドタウンとして人口増加を続け、平成十六年には三万八千四百九人となりましたが、その後減少傾向を示し平成二十六年六月一日現在では三万七千七十

二人となっています。また、全国と同様、本町も少子高齢化の傾向にあります。昨年の県年齢別人口統計調査によれば、老年人口の割合は一九・二割と県内自治体の中で最も低く、年少人口の割合は二三・三割と九位ですが、生産年齢人口の割合は六七・五割と最も高く、非常に恵まれた人口構造で活力と可能性に富んだ町と言えます。

しかしながら、過日有識者らでつくる「日本創成会議」から公表された試算によれば、地方から大都市への人口流出が現在のペースで続けば、三十年間（二〇四〇年）に全国のはば半数の自治体で二十〜三十代の女性に半分以上に減るとのことであり、今後急速に進む少子高齢化への対応と合わせ早急な対策が求められます。

本町では今年二月に開越自動車道の高崎玉村スマートICが開通し、更に九月には高崎駅を起点として伊勢崎市・太田市な

どの県内主要都市を結び板倉町に至る東毛広域幹線道路（国道三五四号バイパス）も全線開通します。これにより交通の利便性が飛躍的に向上することが予

想されるため、この恵まれた環境を活かして産業集積を図り地域経済の活性化と就業機会に恵まれたまちづくりを進めています。併せて、定住人口の増加と新たな産業立地や雇用促進を支える住宅市街地を形成すべく、文化センター周辺地区を中心に質の高い定住環境を備えたまちづくりにも取り組んでいます。

更に、東毛広域幹線道路と高崎玉村スマート



「たまむら道の駅（仮称）」完成予想図

ICとの交差する付近には、現在平成二十七年度のオープンを目指し「たまむら道の駅（仮称）」の建設が進められています。敷地面積は約一・四ヘクタールで、駐車場は乗用車と大型車で約二百台分の広いスペースが確保され、本体建物には農産物直売所や加工所、休憩スペース、地域交流スペース、二

十四時間利用可能な公衆トイレ等を備えています。また、大規模な災害時の地域防災センターとしても位置付けられており、非常用発電機や十キロワットの太陽光発電設備、断水時でも利用できる防災トイレ等を備えています。生産者や観光客を含めた消費者との交流の場として、更には町の文化や歴史資産など観光の新たな情報発信基地としても大いに期待されています。

地方分権が本格化し、地方自治体の自己決定・自己責任の範囲が拡大していく中で、二元代表制の一翼を担う議会の果たすべき役割と責任は、益々重要になってきています。昨年の定例会においては、平均十一・三人（議員定数十六人）もの議員が一般質問に立ち、町の姿勢を質しました。議会はこれまで以上に住民ニーズを的確に把握し、その声を反映させるとともに直面する様々な諸課題について幅広い活発な議論を行い、執行と議会が常に一定の緊張感を保ち、互いに協力しながら取り組んでいかなければなりません。今後、より一層開かれた分かりやすく信頼される議会を目指してまいります。

道州制導入反対の決議を採択

群馬県町村議会連合会定期総会を開催

県町村議会連合会は、去る三月二十六日午後一時三十分から群馬県市町村会館・大会議室で定期総会を開催、県内町村議会議長をはじめ、関係者約五十人が出席した。

高橋会長（榛東村議会議長）

あいさつのあと、二月六日の全国町村議会議長会定期総会で町村議会表彰を受けた吉岡町議会及び自治功労者に対する表彰伝

達並びに第二十八回町村議会広報全国コンクールで優秀賞を受賞した吉岡町議会に対する表彰伝達を行なった後、本会自治功労者に対する表彰、知事感謝状及び県議会議長感謝状の贈呈を行った。

続いて、来賓の大澤県知事、久保田県議会議長、宮前県町村会長から祝辞を頂戴し、受賞者を代表して竹内副会長（長野原



謝辞を述べる
竹内長野原町議会議長

町議会議長）が謝辞を述べた。

議事に入り、欠員となっていた役員の新欠選任を行い、次のとおり決定した（任期は、三月二十六日～平成二十七年六月一日までの残任期間）。

副会長 田村 利男

（神流町議会議長）

監事 森下 直

（みなかみ町議会議長）

その後、会務報告、平成二十四年度決算認定及び平成二十六年度予算などを原案どおり決定、最後に竹内副会長が宣言を、田村副会長が決議を提案、いずれも満場一致で採択し、竹内副会長のあいさつで閉会した。

なお、決議については、総会翌日に正副会長が上京し、本県選出国會議員に面談のうえ要請活動を行った。

宣言

我々町村は、国民の生命を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、個性あるまちづくりを進めてきた。

しかしながら、都市部では景気回復の兆しが見られるものの、町村は、少子・高齢化や過疎化の中で、依然として深刻な経済・雇用情勢に悩まされ、地域の活力は減退の一途をたどっており、厳しい立場に立たされている。

加えて、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故による影響は、三年が経過した今でも、被災地のみならず、我が国、社会全体に及び、依然として大きな爪痕を残している。

今こそ政官産学の各界各層からの英知を結集し、東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束と東日本大震災からの一刻も早い復興を成し遂げるとともに、自治能力を高め、都市と農山村が「共生」しうる社会を強力に進めていくことが重要である。

国は、地方分権改革を推進するため、昨年、「地方分権改革推進本部」を設置するとともに、「第三次一括法」を制定したが、依然として残された課題は多く、これまで以上に町村の声に十分耳を傾け、真の分権型社会が実現されることを大いに期待するものである。

我々議会人も、一致結束して、果敢に行動していくことをここに誓う。

以上、宣言する。

決議

本県町村の多くは、農山村地域にあり、これまでも国土や自



祝辞を述べる
大澤県知事



開会挨拶を行う高橋会長



祝辞を述べる
宮前県町村会長



祝辞を述べる
久保田県議会議長



森下監事



田村副会長

然環境の保全、食料の安定供給、水資源の涵養、地球温暖化対策に資する森林の整備等に加え、地域の伝統・文化の継承など極めて重要な役割を果たしてきた。このような公益的機能は、町村で暮らす人々が、その地域に愛着と誇りを持ち、その生活を続けることにより維持されるものである。

ある「自治」は生まれない。道州制は、画一的な事務処理団体を作り出すだけであり、各町村で営々と育まれてきた多様な生活や自治を壊すものであると確信する。

このような状況の中で、我々群馬県の町村議会は、直面する困難な課題に積極果敢に取組み、地域特性や地域資源を活かした施策を提案しながら、愛着と誇り、そして個性溢れる町村づくりに邁進する決意である。我が国の多様な地域社会が健全に存続し、発展するため、政府及び国会議員各位におかれては、左記事項の実現について真摯に対応されるよう強く要請する。

記

なることが懸念されている。さらに、道州制導入の必要性・理念や導入後の具体的な姿を明確に示さないまま、加えて、国民が切実にその導入を望んでいないにもかかわらず、与党は「道州制推進基本法案」を国会へ提出しようとしている。

人為的に道州という単位を作り、事務処理能力を基準に市町村を再編して基礎自治体を作っても、決して住民の愛着や誇りの対象とはならない。住民が愛着や誇りを感じない地域に責任

を明文化すること。

一、町村の基幹産業である農林水産業への打撃が計り知れないTPPについては、交渉からの

脱退を含め、決然とした行動をとること。

一、東日本大震災からの復興及び大規模災害対策を確立すること。

一、ハツ場ダムの早期完成及び地域住民の生活再建を確実に行うこと。

以上、決議する。

町村議会議長会 関連表彰

全国町村議会議長会表彰

【町村議会議長表彰】 吉岡町議会議会
【自治功労者】



コン受け
報を
及び
彰の
表優
会秀
表長
近藤

【議会議長七年以上】

榛東村議会議長 高橋 正

【議会議員二十年以上】

南牧村議会議員 今井士美男

【町村議会議員特別表彰】

群馬県町村議会議長会前副会長

浅見 武志

【第二十八回町村議会議会広報全国コンクール】

【優秀賞】

よしおか議会だより

吉岡町議会

群馬県町村議会議長会表彰

【特別表彰】

【議会議員二十三年以上】

昭和村議会議員 林 幸司

【一般表彰】

【議会議長四年以上】

甘楽町議会議員 吉田 恭一

長野原町議会議長

竹内良太郎

東吾妻町議会議員

菅谷 光重

【議会議長四年以上】

榛東村議会議員 岩田 好雄

【議会議員十年以上】

吉岡町議会議員 齋木 輝彦

神流町議会議員

土屋 哲己

神流町議会議員

高橋 豊治

下仁田町議会議員

岩崎 正春

甘楽町議会議員

中里 芳久

中之条町議会議員

湯浅 文男

長野原町議会議員

牧山 明

婦恋村議会議員

黒岩 忠雄

草津町議会議員

熊川 一

草津町議会議員

羽部 光男

高山村議会議員

黒岩 卓

東吾妻町議会議員

林 昌枝

片品村議会議員

浦野 政衛

川場村議会議員

星 長命

吉野村議会議員

吉野 吉壽



代議
を
彰の
表長
功者
治吉
自野
本領
表川
会場
議村

みなかみ町議会議員

高橋 市郎

明和町議会議員

今成 隆

千代田町議会議員

小林 正明

【議会議務局職員七年以上】

南牧村次長

猪野美与子

邑楽町書記

内田 知栄

知事感謝状贈呈

榛東村議会議長

高橋 正

榛東村議会議長

高橋 正

県議会議長感謝状贈呈

榛東村議会議長

高橋 正

県町村議会議長会臨時総会を開催



「道州制国民会議の設置等に関する法律案」の国会提出に断固反対する決議を採択



本間監事



宮崎監事



藤井副会長

県町村議会議長会は、六月二日、東京都千代田区・全国町村会館で臨時総会を開催し、欠員となっていた役員の補欠選任を行い、次のとおり決定した。

副会長 藤井 富夫

監事 宮崎 公雄

監事 本間 恵治

任期は、本年六月二日から平成二十七年六月一日まで。

また、道州制導入の動きについて依然として予断を許さない

状況にあることから、「道州制国民会議の設置等に関する法律案」の国会提出に断固反対する

決議を採択し、総会終了後、本県選出の自由民主党国会議員に対し要請活動を行った。

「道州制国民会議の設置等に関する法律案」の国会提出に断固反対する決議

断固反対する決議

自由民主党道州制推進本部は、地方自治の当事者である全国の町村が再三再四、道州制導入に反対しているにもかかわらず、その意思を無視し、「道州制推進基本法案」の名称を「道州制国民会議の設置等に関する法律案」に変え、法律案を急いで国会に提出しようとしている。

このかけがえのない「ふるさと」を切り捨てるのは、「日本」を失うということ、日本人のアイデンティティを永遠に失うこととなる。

我々町村は、水源の里として、豊かな実りの場として、さまざまな工夫をこらしながら、無数のいのちを育み、美しい山河を守り続けてきた。農山村は、まさしく日本の原風景、日本人の心の「ふるさと」である。

さらに、国の権限、財源及び国会議員数を著しく縮小して道州に譲り渡せばすべてがうまく行くというのはまったくの幻想であり、国の役割と責任を放棄するに等しいものである。

道州制が導入されれば、財源が豊かで投資力のある大都市圏がますます豊かになるだけであり、財源や投資力に乏しい農山村はますます疲弊し、活力を失っていく。これは、平成の市町村合併により周辺化した地域の状況を見れば明らかである。

また、自由民主党の国会議員各位におかれては、党内協議において適切に対応されるよう強く要請する。

以上、決議する。

県町村議会議長事務局長研修会

県町村議会議長会は、六月二日（月）・三日（火）の両日、全国町村会館で臨時総会に引き続き町村議会議長・事務局長研修を開催した。

最初に講演に立った元全国都道府県議会議長会議事調査部長の野村氏は、議会運営で正副議長や事務局長が留意しなければならぬ事項を詳細に実例を挙げ明示してくれた。

また、駒澤大学の大山教授は、「分権時代に求められる町村議

会の役割」と題する講演で、議会が住民代表機関として信頼されるためには、住民との情報共有も重要と説いた。

続いての株式会社富士通総研・経済研究所の柯隆主席研究員は、「中国経済の行方とチャイナリスクの再認識」と題する講演の中で、日本経済復興のためには企業のブランド力が不可欠であり、ブランド力は各町村のまちづくりにも繋がると語った。

「議長、副議長と議会運営について」



元全国都道府県議会議長
会議事調査部長

のむら
野村
みのも
稔氏

「分権時代に求められる町村議会の役割」



駒澤大学 法学部 教授

おやま
大山
れいこ
礼子氏

「中国経済の行方とチャイナリスクの再認識」



富士通総研・経済研究所
主席研究員

か
柯
りゅう
隆氏

当選議長の紹介

邑楽郡千代田町 福田 正司

四月一日 当選

吾妻郡長野原町 大羽賀 進

五月九日 当選

利根郡みなかみ町 河合 生博

五月十三日 当選

議長会役員の異動

田村 利男（神流町）

三月二十六日 副会長就任

森下 直（みなかみ町）

三月二十六日 監事就任

竹内良太郎（長野原町）

三月三十一日 副会長就任

細田 芳雄（千代田町）

三月三十一日 理事就任

森 昌彦（大泉町）

四月一日 理事就任

森下 直（みなかみ町）

四月三十日 監事退任

石井 輝雄（南牧村）

五月十五日 理事退任

平形 富二夫（高山村）

五月十五日 監事退任

佐藤 公夫（下仁田町）

同日 理事就任

藤井 富夫（昭和村）

五月十六日 理事就任

宮崎 公雄（草津町）

六月二日 副会長就任

本間 恵治（邑楽町）

六月二日 監事就任

六月二日 監事就任

群馬県町村会のホームページ掲載情報

<http://www.gck.gr.jp/>

県内の「町村長の主張」を中心に、全国町村会の各種要望、各種研修日程等を掲載しています。

《掲載情報》

- ・道州制推進基本法案に関する全国町村会長の全国会議員への書簡（全国町村会HP）
- ・本会定期総会における宣言及び決議
- ・過去の宣言及び決議
- ・災害共済事業の案内
- ・平成26年度本会主催の研修日程
- ・平成26年度町村職員研修ガイド
- ・市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）研修一覧
- ・市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）研修一覧
- ・自治大学校研修計画
- ・平成26年度町村職員採用資格統一試験案内
- ・群馬自治掲載コラム
- ・おすすめの一冊
- ・個人情報等保護関係
- ・関係団体へのリンク

平成26年度サマー宝くじ

サマージャンボ サマージャンボミニ6000万

今年のジャンボは
6億円

いよいよ夏本番！暑さとともに熱いアツイ宝くじもやってきます！！

今年は、サマージャンボ史上最高額の1等前後賞合わせて6億円のビッグチャンスです。

さらにさらに「サマージャンボミニ6000万」も新登場！

サマージャンボで6億円をねらうか、はたまた1等6千万円が90本のサマージャンボミニ6000万に賭けるかはあなた次第！！

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。
一人でも多くのみなさま方にぜひとも群馬県内でのご購入をお願いいたします。

発売目的

市町村財政の充実を図ることを目的として発売されています。この収益金は、市町村の振興事業に役立てられています。

発売概要

平成26年7月4日(金)～7月25日(金)抽せん日:平成26年8月5日(火)

当せん金

サマージャンボ宝くじ

等 級	当せん金	本 数	
		1ユニット	26ユニット
1 等	4億円	1本	26本
1等の前後賞	1億円	2本	52本
1等組違い賞	10万円	99本	2,574本
2 等	1,000万円	2本	52本
3 等	100万円	100本	2,600本
4 等	1万円	10,000本	260,000本
5 等	3,000円	100,000本	2,600,000本
6 等	300円	1,000,000本	26,000,000本

サマージャンボミニ6000万

等 級	当せん金	本 数	
		1ユニット	9ユニット
1 等	6,000万円	10本	90本
2 等	600万円	20本	180本
3 等	60万円	200本	1,800本
4 等	6万円	2,000本	18,000本
5 等	6,000円	20,000本	180,000本
6 等	300円	1,000,000本	9,000,000本

収益金等

①収益金の用途

緊急災害発生時の災害支援や市町村の緊急の施設整備事業等への融資、その他市町村に関わる振興事業（コミュニティづくり支援事業助成等）などに活用されています。

②収益金の配分

次のような算出方法で配分されています。

- (1) 県内の市町村数を勘案した均等割額
- (2) 人口割額
- (3) 前年度の各都道府県での発売実績割額

群馬県内での売上が多ければ多いほど本県への配分も多くなりますので、ぜひ群馬県内の売場でお買い求めください。



お問い合わせ先 公益財団法人群馬県市町村振興協会

TEL 027-290-1350

<http://www.npogunma.net/gunma-shinko/>

他人を傷つけ、ましてその行為が人を死に至らしめてしまうほどであるならば、その一線を越えるのは、人間にとつてたやすくはないだろう。しかし、自分自身や自分に近い人を守るために戦うとなれば、正当防衛という名のもとに抵抗はあるにしてもそのハードルは低くなる。さらに、この

る。集団的自衛権について憲法解釈を変更し、行使できるようにするのか。従来日本政府は「憲法9条は国際紛争解決の手段としての武力による威嚇または武力行使を禁じており、自国の防衛以外に武力行使はできない」と説明してきた。このため同盟国である米国側に

ある人種・民族を、計画的に絶滅させようとする集団殺害、集団殺戮という意味で使われている。このコーナーには似つかわしくない題名かも知れない。内容も凄惨な虐殺シーンが書かれており、気の弱い方にはあまりおすすめしない方がよい本ではある。しかし、この本の一節を伝えたくて、あえて紹介することにした。

ハイズマン博士が「現在、地球上に生きている六十五億人の人間は、およそ百年後には全員が死に絶える。なのに、なぜ今、殺し合わなければならないんだろうな？」というこの一言が深く印象に残った。当たり前のことを言っているだけだが、なぜか心に響く言葉だった。

我々も日々いろんなことで悩み、苦しみ、怒り、ひいては憎みという感情を抱えながら生きている。時には他人と衝突することもあがあるが、この言葉は宇宙から地球を眺めているような気持ちにさせてくれ、乱れた心を落ち着かせてくれる。この言葉がどの場面に出てくるのか、興味のある方はぜひ読んでいただきたい。

戦争はなぜ起こるのか。戦争を始める決断をしておきながら、決して戦地へ赴くことのない世界の為政者こそ、このハイズマン博士の言葉をよくかみしめて欲しい。争いのない世の中にならなかつたかと思うことが、はかない夢とは思いたくない。

(M)

おすすめのー冊



ジェノサイド

高野 和明著
角川書店

ハードルを低くしてしまうのが、戦争という大きな枠の中にはめ込まれた人々の戦いではないだろうか。

今この時も世界のどこかで戦争や内戦により、多くの尊い命が失われている。日本にも日本海や東シナ海から、きな臭い匂いが漂ってきており、近隣諸国との緊張状態が強まってきてい

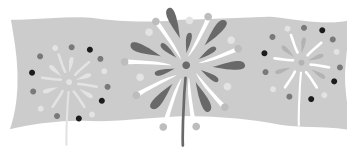
は「憲法を改正し集団的自衛権を認めるべきだ」とする声もあり、国内でも呼応する人もいたが……。

今回ご紹介する本は、高野和明（たかのかずあき）著「ジェノサイド」（株）角川書店。ジェノサイドとはユダヤ系ポーランド人法律家のラファエル・レムキンによって創られた造語で、

これからの主な行事予定

群馬県町村会関係	日程	会場
人事評価実務研修会	7月9日(水)	群馬県市町村会館 大研修室
面接試験技法研修会	7月23日(水)	群馬県市町村会館 501研修室
第1回町村職員採用資格統一試験	7月27日(日)	実施町村指定会場
町村公平委員研修会	8月6日(水)	群馬県市町村会館 大研修室
群馬県市町村総合事務組合臨時理事会	8月29日(金)	群馬県市町村会館 特別会議室
	8月29日(金)	群馬県市町村会館 町村会役員室
第2回町村職員採用資格統一試験	9月21日(日)	実施町村指定会場
関東町村会トップマネジメントセミナー	10月8日(水)～9日(木)	東京都 全国町村会館
町村長行政視察	11月6日(水)～7日(金)	長野県 飯島町・下條村 他
県選出国会議員との懇談会	11月18日(火)	東京都 グランドアーク半蔵門
町村長研修会	11月19日(水)	東京都 グランドアーク半蔵門
全国町村長大会	11月19日(水)	東京都 NHKホール

群馬県町村議会議長会関係	日程	会場
役員会	7月24日(木)	群馬県市町村会館
監査委員全国研修会	10月2日(木)～3日(金)	東京都 メルパルクホール
役員会	10月20日(月)～21日(火)	県内
議員研修会	10月29日(水)	吉岡町 吉岡町文化センター
町村議会議長全国大会	11月12日(水)	東京都 NHKホール
議会広報研修会	11月27日(木)	群馬県市町村会館



世界文化遺産登録決定！

— 富岡製糸場と 絹産業遺産群 —



斜めから見た東繭倉庫（写真提供 富岡市・富岡製糸場）



登録決定に湧く町民

六月二十一日、カタールの首都ドーハで開かれたユネスコ（国連教育科学文化機関）の世界遺産委員会で、本県の富岡製糸場を中心とした四資産がその価値を評価され、世界文化遺産に登録されることが決定し同月二十五日に正式登録された。

登録対象は、明治五年に官営

下仁田町「荒船風穴」 町村で唯一登録

下仁田町の「荒船風穴」の特徴は、冷風にある。

製糸場として設立され、当時の日本輸出品の大半を占めた生糸の品質向上と機械化による大量生産を進めた「富岡製糸場」（富岡市）と、木造総二階建ての棟上に、蚕室の通風を良くするため約二十五口の槽を設置した近代養蚕農家の原型となった「田島弥平旧宅」（伊勢崎市）、

換気と温度調節を両立させた清温育という飼育法を開発し、蚕の飼育日数を三割短縮した養蚕技術の教育機関「高山社跡」（藤岡市）、そして、天然の冷風を利用して蚕の卵を貯蔵した「荒船風穴」（下仁田町）の四か所。

と考えられている。そして、夏場にそれらの層を空気が通過し、冷やされた空気が地形を下

部方向へ下り、風穴遺構の場所から冷風が吹き出る現象が起る。

荒船風穴では今も操業当時と変わらぬ冷風を体感できる。

荒船風穴はこの冷風を活用



町村で唯一登録された『荒船風穴』

し、蚕種（卵）の低温貯蔵施設として明治後期から昭和初期まで利用された。電気冷蔵庫が普及していなかった時代に岩塊から吹き出る冷風を利用し、貯蔵を行い、当時最新鋭であった通信・交通網を駆使して全国四十道府県、遠くは朝鮮半島からも蚕種の貯蔵を受託していた。

風穴を利用した蚕種貯蔵業は、大正六年には全国に二百三十九か所設置され、その中でも荒船風穴は全国一の規模を誇り、風穴利用の技術は、古代より年一回しか行うことができなかった養蚕（孵化）を年複数回行うことを可能にし、原料繭の需要増に貢献した。

（写真提供 下仁田町）



世界遺産登録決定の瞬間